

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会の概要

1 委員数

7人以内

2 構成

- (1) 市民
- (2) 市民活動を行うもの（団体に限る。）の代表者
- (3) 地域福祉の推進を図ることを目的とする団体の代表者
- (4) 事業者（法人に限る。）の代表者
- (5) 学識経験を有する者

3 任期

委嘱日より2年間

4 職務

- (1) 認定コミュニティによる公益の増進のための取組及びこれに対する支援に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。
- (2) 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第1項の認定及び同条例第7条の規定による認定の取消しにつき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。

5 会議開催予定

年間4回程度を予定（会議開催時間は原則として平日昼間又は夜間）